（　石井　通春　議員　２－２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　４年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**  　　藤枝市議会議長　　山根　一様  　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　９番　石井通春　㊞  　　次のとおり通知します。 | | | |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 | | |
| ２. 標　題 | 市が所有する市民の個人情報は保護する立場で  　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） | | |
| 新個人情報保護法の成立により、来年度より新たに藤枝市新個人情報保護条例が制定されることになり、本議会で条例案が上程されている。  　自治体の持つ市民の個人情報は、プライバシーに深く関わる。住所氏名電話番号はもとより、課税、納税、受給している社会保障、個人資産、医療費等々に及ぶ。  　もとより市民はこれらの情報を他人に知られたくない。その立場で、各自治体は独自の個人情報保護条例を定めて守秘義務の下で慎重に扱ってきた。  　ところが、医療、介護、福祉と言った分野で儲けを狙う財界の求めに応じて、国が定めたのが本法であり、情報を保護から「データ流通」に切り替え、各地で各々の保護条例があって当然なのに2000年問題ならぬ2000個問題とレッテルを貼り、市の条例を廃止し新法の下で新条例の策定に至っている。  　保護すべき情報を提供へと切り替えるものであることは、本市は援用しないとしているが、加工された（個人の識別ができない）個人情報を提供できるようにしている点に明確に現れている。  　ここでは、これまで保護する立場で条例で定められていた以下の項目が、新条例に定められているのか、なければ法の下で定められているのか定められていないのであれば、これまで同様下記の各項目通りの運用を行うのかを問う。  １：市は、個人情報を収集する際は、あらかじめその目的を明確にし、必要な範囲内で本人から収集しなければならない。（本人の同意がある場合、出版報道等により公にされているなど9つの例外を除く）現条例第5条2項「本人以外からの収集の制限」  ２：市は、思想信条及び信教に関する個人情報を収集してはならない。（審査会の意見を聞いたうえで目的を達成するために必要な場合を除く）現条例第5条3項「センシティブ情報収集の禁止」  ３：市は、個人情報取り扱い事務の目的以外の目的のために、個人情報を自ら利用し、市以外の者に提供してはならない。（１；とほぼ同様の8つの例外を除く）現条例第6条「目的外利用の制限」  ４：市は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を市以外の者に提供してはならない。現条例第7条「オンライン結合の禁止」  ５：市民は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、市に対して訂正を請求できる。現条例第22条「訂正請求権」  ６：市民は、開示を受けた自分の個人情報が、上記の１～４の理由に違反して収集、又は利用されている時は、市に対して利用の停止を請求できる。現条例第27条「利用停止請求権」 | | | |